

第126回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時

場 所

大阪府貝塚市二色中町8番1 当社本店2階会議室

決議事項

第1号議案／剰余金の処分の件

第2号議案／取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

証券コード 5357
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株 主 各 位

大阪府貝塚市二色中町8番1
株式会社 ヨタイ
取締役社長 田 口 三 男

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第126回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yotai.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記掲載の『株主総会参考書類』をご検討くださいます。2024年6月24日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府貝塚市二色中町8番1 当社本店2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第126期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合

[株主総会日時]

2024年6月25日(火曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。



事前行使をされる場合

[郵送により議決権を行使する場合]

行使期限 **2024年6月24日(月曜日)**
午後5時40分到着分まで

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



[インターネットによる議決権行使の場合]

行使期限 **2024年6月24日(月曜日)**
午後5時40分受付分まで

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 **見本**

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否 但し を除く

- _____
- _____
- _____
- _____

 ログイン用QRコード

見本

第1号議案

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合
⇒ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時40分受付分まで

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード

見本

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



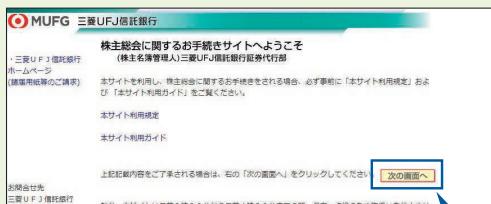
パソコンの場合

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

① 議決権行使サイトへアクセス

② 「次の画面へ」をクリック

③ 「次の画面へ」をクリック
 (下記ご参照ください)



「次の画面へ」をクリック

④ お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

入力して「ログイン」をクリック

⑤ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ システムメンテナンスのため、サービスを利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、第一次中期経営計画において、収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ戦略投資および株主還元への資金配分を強化することを掲げております。株主還元方針としては、連結配当性向30%を目標とした安定的な配当の実施や機動的な自己株式取得により適正に実施する旨を定めております。

2023年度の期末配当金につきましては、財務状況および業績等を総合的に勘案し、また、第二次中期経営計画における株主還元方針も考慮して、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

これにより、2023年12月にお支払いした中間配当金1株につき25円を合わせた年間配当金は、前年度に比べ40円増額の1株につき85円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき60円
 配当総額 1,116,895,860円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
 2024年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	たぐち みつお 田口 三男	再任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	14回/14回 (100%)
2	たけばやし しんいちろう 竹林 真一郎	再任	常務取締役本社業務部長	14回/14回 (100%)
3	たにぐち ただし 谷口 忠史	再任	取締役日生工場長	14回/14回 (100%)
4	まつもと よりさだ 松本 頼貞	再任	取締役東京支社長	14回/14回 (100%)
再任	再任取締役候補者			

1

た ぐち
田 口みつ お
三 男

(1960年10月21日生)

再任



所有する当社株式の数

94,012株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2006年 3月 当社エンジニアリング事業部技術部長
 2006年10月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長兼技術部長
 2008年 3月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長
 2009年 6月 当社取締役エンジニアリング事業部長
 2015年 6月 当社常務取締役エンジニアリング事業部長兼技術研究所管掌
 2017年 4月 当社常務取締役日生工場長兼エンジニアリング事業部管掌
 2019年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

2019年から代表取締役社長として当社経営を担っております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 田口三男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

たけ ばやし
竹 林しん いち ろう
真 一郎

(1964年1月16日生)

再任



所有する当社株式の数

25,696株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
 2015年 3月 当社本社業務部担当部長
 2017年 6月 当社取締役本社業務部長
 2022年 6月 当社常務取締役本社業務部長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

2017年から取締役として当社の経営に従事し、2022年から常務取締役を務めております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 竹林真一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3

たに ぐち
谷 口ただ し
忠 史

(1972年9月13日生)

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
 2017年4月 当社日生工場製造部長
 2019年6月 当社取締役日生工場長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に製造部門に携わり、2019年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

11,595株

取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

（注） 谷口忠史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

まつ もと
松 本より さだ
頼 貞

(1972年12月29日生)

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 当社入社
 2019年3月 当社東京支社営業部担当部長
 2019年9月 当社東京支社長
 2020年7月 当社執行役員東京支社長
 2022年6月 当社取締役東京支社長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に営業部門に携わり、2022年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

12,009株

取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

（注） 松本頼貞氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス表[株主総会およびその後の取締役会終了後の予定]

氏名	社内・社外	独立役員	性別	当社における地位および担当	スキル									
					経営管理	技術・研究開発	営業	人事・労務	財務・会計	法務・リスク管理	監査(業務・会計)	ESG	ITシステム	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	田口 三男	社内		男性	代表取締役社長 指名：報酬諮問委員会委員	○	○	○					○	
	竹林 真一郎	社内		男性	専務取締役本社業務部長	○			○	○			○	○
	谷口 忠史	社内		男性	取締役日生工場長	○	○						○	
	松本 頼貞	社内		男性	取締役東京支社長	○	○	○					○	
監査等委員である取締役	梅澤 孝志	社内		男性	監査等委員 (常勤)	○	○					○	○	
	秋吉 忍	社外	○	女性	監査等委員 (社外) 指名：報酬諮問委員会委員長	○					○	○	○	
	尾本 勝彦	社外	○	男性	監査等委員 (社外) 指名：報酬諮問委員会委員	○	○	○	○		○		○	○
	大塚 祐介	社外	○	男性	監査等委員 (社外) 指名：報酬諮問委員会委員	○				○	○	○	○	

上記一覧表は、各取締役が有するすべてのスキル、経験、能力、その他知見や素養を表しているものではありません。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行により、社会経済活動の正常化が進み、緩やかに持ち直しの動きが見られた一方、急激な円安や物価高が懸念材料となり、先行き不透明な状況のまま推移しております。海外においては、ウクライナ情勢や中東情勢をはじめとする地政学リスクに伴う資源・原材料価格が高止まり、また、高インフレや各国の金融引き締めが継続し、世界経済の減速が強まっています。とりわけ、中国における景気回復ペースの鈍化が世界経済に大きな影響を及ぼしています。

このような状況のなか、当社グループは、高い収益力を維持するために、お客様のニーズをとらえた新製品の開発、技術サービス員の増員、営業拠点の拡充による積極的な営業展開、設備の合理化による低コスト・安定供給体制の強化、安全第一をモットーにした健康経営の推進、GHG排出量削減に向けた取り組みを継続しておこなってまいりました。

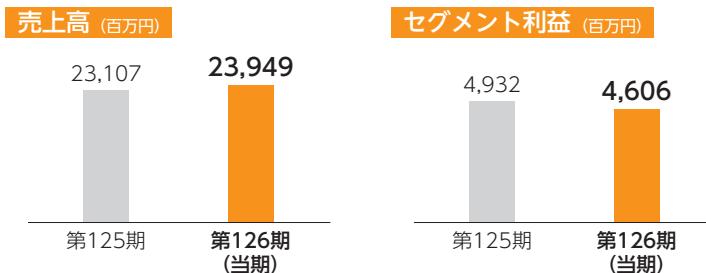
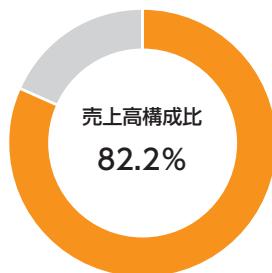
この結果、当連結会計年度の売上高は291億28百万円（前期比3.1%増）、営業利益は36億2百万円（同10.2%減）、経常利益は37億4百万円（同10.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億78百万円（同30.5%増）となりました。なお、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益ともに過去最高を更新しました。

連結業績

売上高	291億28百万円 前期比 +3.1%	営業利益	36億02百万円 前期比 △10.2%
経常利益	37億04百万円 前期比 △10.6%	親会社株主に 帰属する 当期純利益	38億78百万円 前期比 +30.5%

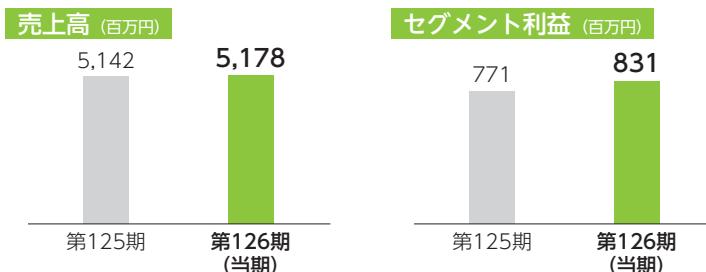
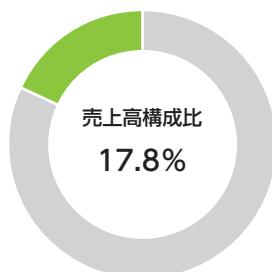
(2) セグメント別の状況

① 耐火物等事業



耐火物等事業につきましては、鉄鋼メーカー向けの需要が堅調に推移したこと等により、当期の売上高は前期比3.6%増の239億49百万円、セグメント利益は同6.6%減の46億6百万円となりました。

② エンジニアリング事業



エンジニアリング事業につきましては、大型工事の受注が増加したこと等により、当期の売上高は前期比0.7%増の51億78百万円、セグメント利益は同7.8%増の8億31百万円となり、売上高、セグメント利益ともに過去最高を更新しました。

③ 部門別の売上状況

(単位：百万円・%)

区 分	第125期 (2022.4.1~2023.3.31)	第126期(当期) (2023.4.1~2024.3.31)	対前期比率
耐火物等	23,107	23,949	103.6
エンジニアリング	5,142	5,178	100.7
合 計	28,250	29,128	103.1

(3) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は21億89百万円で、その主要なものは基幹システムの更新および大型プレス機であります。

(4) 資金調達の状況

当期の設備投資に伴う資金調達は実施しておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

当社グループには、

- ①当社が強みを持つ分野での国内・海外需要の取り込み・戦略的な営業体制の構築
 - ②不確実性の高まりに対応する経営体制の整備
 - ③原料の備蓄体制の強化と中国以外の調達先の拡大
 - ④建設業・物流業2024年問題を考慮したサプライチェーンマネジメント
 - ⑤DX推進と人的資本への投資
 - ⑥さらなる低コスト・省人化を視野に入れた設備投資
 - ⑦カーボンニュートラル実現に向けた設備投資
- という課題があります。

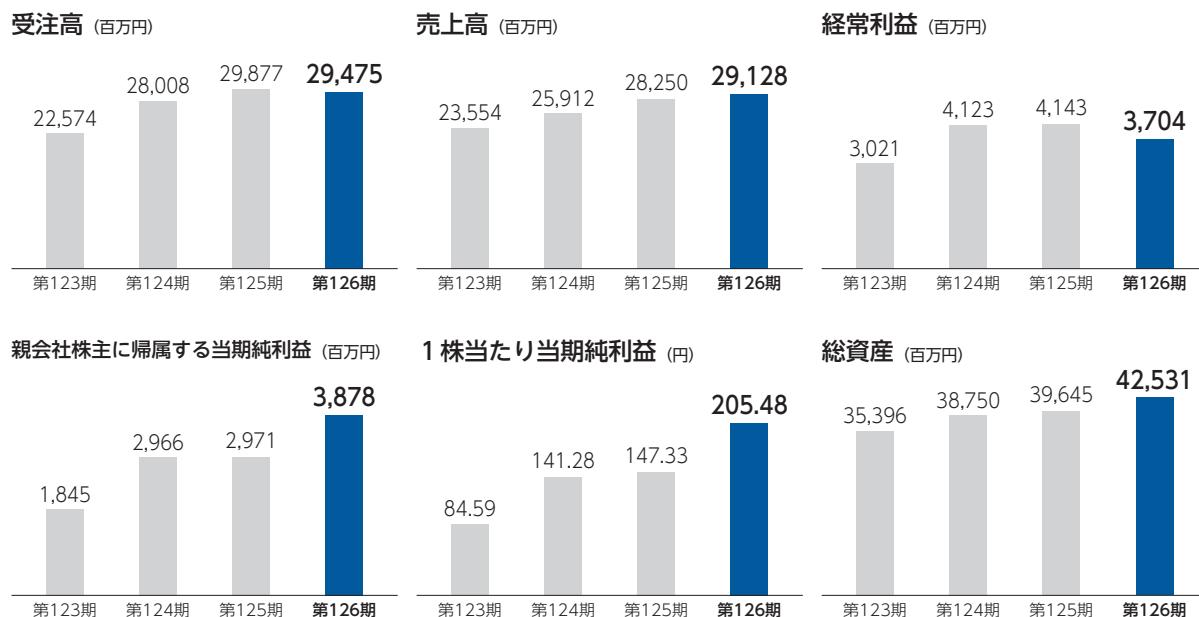
当社グループは2024年5月10日に第二次中期経営計画（2024-2026年度）を制定しました。目指す企業像である「収益力の維持とESG経営の推進により、財務価値・非財務価値を高め、社会と調和し、持続的に企業価値を向上し続ける企業」の実現に向けて継続的な体制づくりと新たな収益源の育成を行う期間とし、引き続き、ヒト・モノ・情報への投資を行い、投資効果の拡大を図りながら、環境変化に対応して収益力の強化・収益源の多様化を目指し、一層の業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 (2020.4.1~2021.3.31)	第124期 (2021.4.1~2022.3.31)	第125期 (2022.4.1~2023.3.31)	第126期(当期) (2023.4.1~2024.3.31)
受 注 高(百万円)	22,574	28,008	29,877	29,475
売 上 高(百万円)	23,554	25,912	28,250	29,128
経 常 利 益(百万円)	3,021	4,123	4,143	3,704
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,845	2,966	2,971	3,878
1株当たり当期純利益	84円59銭	141円28銭	147円33銭	205円48銭
総 資 産(百万円)	35,396	38,750	39,645	42,531

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 第124期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第124期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	出 資 金	議決権比率	主要な事業の内容
営 口 窯 耐 進 出 口 有 限 公 司	15,000 千円	100.0 %	耐火物等の仕入販売

当社の連結子会社は、上記の営口窯耐進出口有限公司 1 社であります。

② 子会社の異動

当事業年度において、中国における安定的な製品及び原料の調達等を目的として営口窯耐進出口有限公司を設立し、連結の範囲に含めております。

当事業年度において、連結子会社であった営口新窯耐耐火材料有限公司の全出資持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業の内容（2024年3月31日現在）

- ① 耐火物、その他窯業品およびフレイ粉の製造販売
- ② 各種窯炉の設計および工事
- ③ タイル、れんが、ブロック工事、各種プラントの鋼構造物工事および機械器具設置工事業
- ④ 都市ごみ焼却炉、上水汚泥および下水汚泥処理設備の設計、施工ならびに産業廃棄物処理業

(13) 主要な営業所および工場等（2024年3月31日現在）

- ① 営業所：本社（大阪府）、東京支社（東京都）、九州支社（福岡県）、名古屋支社（岐阜県）、岡山支社（岡山県）
- ② 工 場：日生工場（岡山県）、吉永工場（岡山県）、エンジニアリング事業部（岡山県）、貝塚工場（大阪府）、瑞浪工場（岐阜県）
- ③ 研究所：新材料研究所（大阪府）、技術研究所（岡山県）

(14) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	(前期末比増減)
531名	47名減

(15) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

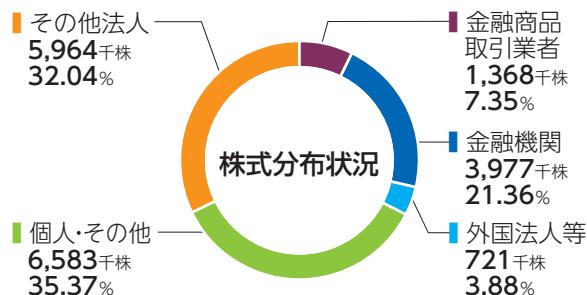
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,664,000株

(3) 株主数 2,481名



(注) 比率は発行済株式総数より自己株式数 (2,049千株) を控除して計算しています。

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
住友大阪セメント株式会社	3,589千株	19.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,431	7.69%
立花証券株式会社	1,028	5.52%
サンシャインD号投資事業組合 業務執行組合員 UGSアセットマネジメント株式会社	1,020	5.48%
チャレンジ2号投資事業組合 業務執行組合員 有限会社キャピタル・マネジメント	1,000	5.37%
株式会社中国銀行	908	4.88%
株式会社キャピタルギャラリー	810	4.35%
三栄興産株式会社	750	4.03%
サンシャインG号投資事業組合 業務執行組合員 UGSアセットマネジメント株式会社	511	2.74%
日本生命保険相互会社	446	2.39%

(注) 持株比率は、自己株式2,049千株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	10,840株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告18頁「4 会社役員に関する事項（3）当事業年度に係る役員の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

（自己株式の消却）

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1)自己株式の消却を行う理由

自己株式の保有・消却に関する基本方針に基づき、自己株式の消却を行うものであります。

(2)消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-------------|
| ①消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②消却する株式の数 | 1,070,000株 |
| ③消却日 | 2024年4月30日 |
| ④消却後の発行済株式数 | 19,594,000株 |
| ⑤消却後の自己株式数 | 979,069株 |

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
田 口 三 男	代表取締役社長	
竹 林 真 一 郎	常務取締役	本社業務部長
谷 口 忠 史	取締役	日生工場長
松 本 頼 貞	取締役	東京支社長
梅 澤 孝 志	取締役 (常勤監査等委員)	
秋 吉 忍	取締役 (監査等委員)	堂島総合法律事務所弁護士
尾 本 勝 彦	取締役 (監査等委員)	
大 塚 祐 介	取締役 (監査等委員)	税理士法人プロスト代表社員

- (注) 1.取締役秋吉忍氏、尾本勝彦氏、大塚祐介氏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、梅澤孝志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3.秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は各分野において高い見識を有しております。
- 4.取締役秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の役員の異動

- ① 就任 2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、梅澤孝志氏、秋吉忍氏、尾本勝彦氏、大塚祐介氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 退任 2023年6月22日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって、板野泰之氏、秋吉忍氏は任期満了により取締役に退任いたしました。
- また、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって、梅澤孝志氏、谷忠晴氏、井上慎一氏、藤原康生氏、浦田和栄氏は任期満了により監査役に退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、当社は監査等委員会設置会社移行後の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、指名報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。その内容及び決定方法は、以下のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成することとする。

- 2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、在任年数、各期の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

- 3.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績等を反映した現金報酬とし、各事業年度の配当総額及び経常利益等を基礎として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。当事業年度における業績連動報酬等の支給額は、34百万円である。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給することとし、その総額は、年額50百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)として毎年、一定の時期に支給する。当事業年度における非金銭報酬等については、現物出資財産となる金銭債権として15百万円を支給し、10,840株を割り当てた。

なお、適宜、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬等及び非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする。ただし、報酬構成比率は、役位並びに担当職務及び各期の業績等の達成状況に応じて変動する。

5.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役会において定める基準の範囲内で、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定するものとする。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)個人別の割当株式数を決議することとする。

② 監査等委員である取締役報酬の方針決定に関する事項

1.基本方針

株主の負託を受けた監査等委員である取締役の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。

2.報酬構成

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

3.基本報酬

基本報酬は、職責及び常勤・非常勤に応じた月例の固定報酬とする。

4.監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

株主総会で承認された総額の範囲内で、各監査等委員の協議に基づき決定する。

- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項
- 1.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額280百万円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名となっております。
 - 2.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち、監査等委員である社外取締役は3名)となっております。
 - 3.取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の非金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名となっております。
- ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 当社においては、代表取締役社長田口三男に取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
- ⑤ 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等につきましては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長田口三男が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等により構成されております。当社の事業を統括している立場から、最も公平・公正な評価が可能な代表取締役社長に一任しており、また、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしていることから、代表取締役社長による決定は、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く。）	171,573	123,038	33,060	15,475	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	11,386	11,386			1
監査役 （社外監査役を除く。）	4,644	4,644			2
社外取締役 （監査等委員を除く。）	4,551	2,811	1,740		2
社外取締役 （監査等委員）	13,500	13,500			3
社外監査役	3,090	3,090			3

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役分の使用人分の給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬等の総額には、当事業年度の役員賞与引当金34百万円を含みます。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）秋吉忍氏は、堂島総合法律事務所弁護士ですが、当社と兼職先との間に記載すべき特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）大塚祐介氏は、税理士法人プロスト代表社員ですが、当社と兼職先との間に記載すべき特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

2024年3月期における社外役員の主な活動状況は、次のとおりであります。

氏名	地位	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
秋吉 忍	社外取締役 (監査等委員)	取締役会14回開催のうち14回出席 監査等委員会10回開催のうち10回出席 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、2024年1月11日までは指名・報酬諮問委員会の委員として、同月12日以降は指名・報酬諮問委員会の委員長として適切な役割を果たしていただいております。
尾本 勝彦	社外取締役 (監査等委員)	取締役会11回開催のうち11回出席 監査等委員会10回開催のうち10回出席 企業経営経験者としての幅広い見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。
大塚 祐介	社外取締役 (監査等委員)	取締役会11回開催のうち11回出席 監査等委員会10回開催のうち10回出席 主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。2023年6月22日に社外取締役との間で責任限定契約を締結しており、損害賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など免責事項に該当する場合作を除きます。損害賠償請求当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての役員(取締役、執行役員)、管理職従業員であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 36百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、温室効果ガス排出量算定のための助言業務及び海外事業再編に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「企業理念」「行動規範」「倫理ガイドライン」を定め、当社グループのすべての役職員等に周知徹底し、「コンプライアンス基本規則」に則り法令及び社内規定を遵守する。
 - (2) 当社グループは、「内部監査規程」により監査室が監査等委員会と連携し、内部監査を行うことで法令及び社内規定に適合しているか検証する。
 - (3) 当社グループは、「モニタリング規程」により不正行為等の早期発見及び是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る以下の情報について、法令及び社内規程に従い適切に保存及び管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 常勤取締役会議事録
 - ④ その他の情報
 - (2) 取締役が、常にこれらの情報を閲覧できる状態を維持する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 現状の危機管理体制に関する規程に基づき、責任と権限を明確にした危機管理体制を維持管理する。
 - (2) 当社グループに顕在及び潜在するリスクを明確にし、経営に与える影響を評価する。
 - (3) 当社グループの経営に重大な影響を与えると考えられるリスクに対し、監視体制及び発現したリスクによる損失を最小限にとどめる体制を維持管理する。
 - (4) 当社グループのリスクの抽出及び評価は定期的に見直す。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規則」及び「常勤取締役会議運営要綱」に基づいて会社の健全性を損なうことなく経営の効率化を図る。
 - (2) 取締役会は、経営方針に基づいた経営目標を決定し、取締役と各部門の責任者で構成される経営会議を通じ、経営目標を使用人に周知徹底させる。
 - (3) 取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、目標の達成状況を評価して、迅速な意思決定による経営の見直しを図ることで効率的な経営を行う。
 - (4) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会を監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、執行役員制度導入により業務執行機能の強化を図る。
 - (5) 当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る手続の公平性・透明性・客観性を担保する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「生産会議運営要領」及び「経営会議運営要領」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その都度必要とされる専門的能力を備えた使用人を配置する。
7. 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、異動、補助期間など、人事権に係る決定事項は事前に監査等委員会の同意を必要とし、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社グループの経営に重大な影響又は、著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見或いは、社外からの通報を受けた場合、速やかに監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役及び使用人は、職務の執行状況に関する報告を監査等委員会から求められた場合、遅滞なく報告する。
 - (3) 当社は、「内部通報規程」において報告した者に対する報復行為の禁止を定める。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合し、意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員会は、経営に係るすべての重要情報にアクセス可能であり、常に経営を監視できる。
 - (3) 監査等委員会は、各部門ごとの内部監査結果の報告をもとに、直接再調査を求める権限を有する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、当社グループは「倫理ガイドライン」及び「コンプライアンス基本規則」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断しコンプライアンス経営を推進する。
 - (2) 本社業務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、警察等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力からの不当要求に毅然とした対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

② 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき当社ならびに当社子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を以下のとおり定めております。

当業界における技術の変革と進展のスピードは著しく、生産設備の更新・合理化の投資は、非常に重要であります。この所要資金は、内部資金を充当することを原則としております。

配当方針につきましては、安定的な配当の継続を基本に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部資金の拡充を進めつつ収益に応じた配当を行うことを基本方針としております。

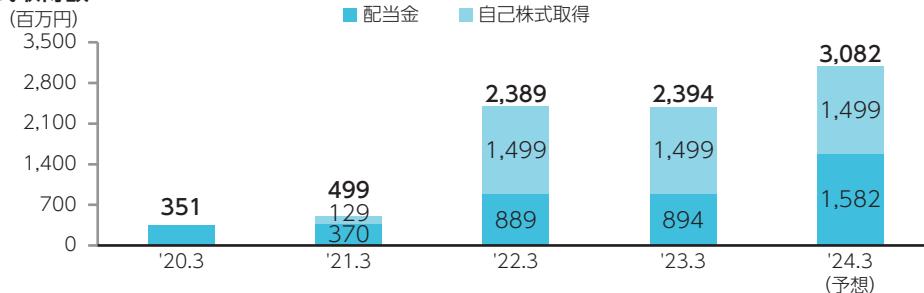
そのような考えのもと、第一次中期経営計画（2021年度～2023年度）においては、持続的成長を支える経営基盤を構築するための戦略投資の推進、更新投資、IT投資などに配分するとともに、株主還元への資金配分を強化いたします。株主還元につきましては、連結配当性向30%を目標とする安定配当の継続や、機動的な自己株式取得を実施してまいります。

なお、2023年度の期末配当金につきましては、財務状況および業績等を総合的に勘案し、また、第二次中期経営計画における株主還元方針も考慮して、1株につき60円とさせていただきます。

これにより、2023年12月にお支払いした中間配当金1株につき25円を合わせた年間配当金は、前年度に比べ40円増額の1株につき85円となります。

(ご参考)

■ 配当金および自己株式取得額



	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3
1株当たり配当金 (円)	16.0	17.0	43.0	45.0	85.0
連結配当性向	12.6%	20.1%	30.4%	30.5%	41.4%

(注) 本事業報告中に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,259	流 動 負 債	8,282
現金及び預金	6,460	買掛金	2,190
受取手形及び売掛金	11,104	電子記録債務	2,371
契約資産	91	未払金	568
電子記録債権	1,831	未払費用	1,659
製品	5,400	未払法人税等	912
仕掛品	372	役員賞与引当金	37
原材料及び貯蔵品	5,851	その他	542
その他	150	固 定 負 債	1,718
貸倒引当金	△4	繰延税金負債	31
固 定 資 産	11,272	退職給付に係る負債	1,499
有 形 固 定 資 産	7,698	その他	186
建物及び構築物	2,930	負 債 合 計	10,000
機械装置及び運搬具	2,199		
土地	1,423	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	490	株 主 資 本	31,108
その他	654	資 本 金	2,654
無 形 固 定 資 産	348	資 本 剰 余 金	1,710
		利 益 剰 余 金	28,888
投 資 そ の 他 の 資 産	3,225	自 己 株 式	△2,145
投資有価証券	3,093	その他の包括利益累計額	1,422
その他	132	その他有価証券評価差額金	1,473
貸倒引当金	△0	繰延ヘッジ損益	17
資 産 合 計	42,531	為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	△68
		純 資 産 合 計	32,531
		負 債 純 資 産 合 計	42,531

連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,128
売上原価	22,942
売上総利益	6,185
販売費及び一般管理費	2,583
営業利益	3,602
営業外収益	
受取利息及び配当金	122
為替差益	7
その他	42
営業外費用	
支払利息	0
自己株式取得費用	28
固定資産除却損	38
その他	2
経常利益	3,704
特別利益	
投資有価証券売却益	676
関係会社出資金売却益	923
税金等調整前当期純利益	5,304
法人税、住民税及び事業税	1,454
法人税等調整額	△28
当期純利益	3,878
親会社株主に帰属する当期純利益	3,878

連結株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	2,654	1,802	29,005	△3,795	29,667
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△956	—	△956
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	3,038	△3,038	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,878	—	3,878
自己株式の取得	—	—	—	△1,500	△1,500
自己株式の処分	—	6	—	12	19
自己株式の消却	—	△3,137	—	3,137	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△92	△116	1,649	1,440
2024年3月31日残高	2,654	1,710	28,888	△2,145	31,108

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2023年4月1日残高	1,098	△8	345	△38	1,397	31,065
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△956
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,878
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,500
自己株式の処分	—	—	—	—	—	19
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	374	25	△344	△30	25	25
連結会計年度中の変動額合計	374	25	△344	△30	25	1,465
2024年3月31日残高	1,473	17	0	△68	1,422	32,531

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 営口窯耐進出口有限公司

当連結会計年度において、中国における安定的な製品及び原料の調達等を目的として営口窯耐進出口有限公司を設立し、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、連結子会社であった営口新窯耐耐火材料有限公司の全出資持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

ロ.デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

ハ.棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

連結子会社については、定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ.収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（イ）耐火物の販売

1. 通常の製品取引

当社は鉄鋼用、非鉄金属用、セメント用、ガラス用、その他窯業用及び環境装置関係炉用を主とした、塩基性れんが、高アルミナ質れんが、粘土質れんが、珪石れんが等の各種耐火れんが及び不定形耐火物等を販売しております。通常の製品取引は、顧客との契約に基づき製品を顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は製品を引渡す一時点で充足しますが、国内取引の場合は出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷した時点で、輸出取引の場合は貿易条件に基づき製品を船積みした時点で収益を認識しております。

2. 預託在庫取引

当社では1.に記載の製品取引のうち一部の取引については預託在庫取引を行っております。当該取引では顧客との契約等に基づき製品の納入により当社所有の預託在庫としたのち、顧客の使用高に基づく支配の移転により履行義務が充足することから、顧客の使用高に基づく検収時点で収益を認識しております。

(ロ) 工事の請負

当社は耐火物を使用する各種工業用窯炉、環境設備等の設計・施工を請負っております。工事の請負は顧客との工事契約に基づき、築炉工事を行う義務があります。

当該工事契約においては、当社の義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、原則として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ.退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ.ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	227百万円
------	--------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額は、25,546百万円であります。

(3) 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	76百万円
電子記録債権	74百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,664,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	490	25.00	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	465	25.00	2023年9月30日	2023年12月8日
計	—	956	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,116	60.00	2024年3月31日	2024年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、外貨建債務及び外貨建予定取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。

当社グループは、輸入取引に係る外貨建債務及び外貨建予定取引を対象として必要な範囲内で為替予約取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針をとっております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規則に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは極めて低いと認識しております。デリバティブの取引の実行及び管理は、取締役会等で承認を得た範囲内で業務部が行っております。取引結果は、業務部管掌役員に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（注）参照）。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	3,092	3,092	—
デリバティブ取引（*）	25	25	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。合計で正味の債務となる場合は、（ ）で示しております。

「デリバティブ取引」
ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル 中国元	外貨建予定取引			
			101	—	5
			552	—	(※1) 19
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル 中国元	買掛金			
			—	—	—
			—	—	(※2) —
合計			653	—	25

(※1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金に含めて記載しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券	3,092	—	—	3,092
デリバティブ取引	—	25	—	25
資産計	3,092	25	—	3,117

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	耐火物等	エンジニアリング	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	23,949	5,178	29,128
外部顧客への売上高 (業種別内訳)	23,949	5,178	29,128
鉄鋼	12,331	592	12,923
その他	11,618	4,586	16,204
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	23,949	5,178	29,128

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務に関する情報

(耐火物等の出荷)

通常の支払期限は、履行義務を充足した後請求月から概ね5か月以内であります。

(工事の請負)

通常の支払期限は、履行義務を充足した後請求月から概ね1か月以内であります。

履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点で完了しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負工事に対する対価は工事完成時期に請求し、顧客との契約から生じた債権と同条件にて受領しております。

契約負債は、顧客に財又はサービスを移転する企業の義務のうち、企業が顧客から対価を受け取っている義務を契約負債としております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 企業結合等に関する注記

(子会社出資持分の譲渡)

当社の子会社である営口新窯耐耐火材料有限公司は、2023年12月12日付で、当社が保有する出資持分の全部を営口金磊耐耐火材料有限公司に譲渡し、連結の範囲から除外しております。

1. 出資持分譲渡の相手先の氏名

(1) 譲渡先の名称

営口金磊耐耐火材料有限公司

(2) 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 営口新窯耐耐火材料有限公司

事業の内容 耐火物等の製造販売

(3) 出資持分譲渡の理由

当社の連結子会社である営口新窯耐耐火材料有限公司は、2004年7月に設立し、2005年5月から当社100%子会社として中国において耐火物等の製造販売を行ってまいりましたが、近年、中国リスクが高まっていること、また、中国耐火物市場における需要が低迷していること等により、今後中長期にわたって安定的に収益を上げることが難しいと判断し、さらに、日本国内における生産強化を図るため、当社が保有する当該子会社の全出資持分を譲渡いたしました。

(4) 出資持分譲渡日

2023年12月12日（みなし譲渡日は2023年10月1日）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする出資持分譲渡

譲渡前の出資持分比率100.0%

譲渡した出資持分比率100.0%

譲渡後の出資持分比率0.0%

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益923百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

流動資産	305
固定資産	44
資産合計	349
流動負債	30
固定負債	-
負債合計	30
純資産合計	318

(3) 会計処理

当該譲渡出資持分の連結上の帳簿価額及び関連する為替換算調整勘定と売却価額の差額を、「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しています。

3. 出資持分譲渡した子会社が含まれていた報告セグメント 耐火物等

4. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている出資持分譲渡した子会社に係る損益の概算

	(単位：百万円)
売上高	683
営業利益	17

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,747円58銭
1株当たり当期純利益	205円48銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1)自己株式の消却を行う理由

中長期的な株主価値の向上を図るためであります。

(2)消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の数	1,070,000株
③消却日	2024年4月30日
④消却後の発行済株式数	19,594,000株
⑤消却後の自己株式数	979,069株

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産			30,968	流 動 負 債			8,232
現金及び預金			6,171	買掛金			2,120
受取手形			304	電子記録債権			2,371
電子記録債権			1,831	未払金			576
売掛金			10,728	未払費用			1,656
契約資産			91	未払法人税等			911
製品			5,443	未払消費税等			257
仕掛品			372	契約負債			227
原材料及び貯蔵品			5,851	前受金			0
前払費用			52	預り金			39
その他			124	役員賞与引当金			37
貸倒引当金			△4	その他の負債			32
固 定 資 産			11,510	固 定 負 債			1,660
有形固定資産			7,637	繰延税金負債			72
建物			2,013	退職給付引当金			1,401
構築物			859	その他の負債			186
機械及び装置			2,114	負債合計			9,892
車両運搬具			82				
工具、器具及び備品			454	純 資 産 の 部			
土地			1,423	株 主 資 本			31,095
リース資産			199	資本剰余金			2,654
建設仮勘定			490	資本準備金			1,710
無 形 固 定 資 産			348	利益剰余金			28,875
ソフトウェア			343	利益準備金			455
ソフトウェア仮勘定			0	その他利益剰余金			28,419
施設利用権			4	固定資産圧縮積立金			336
				別途積立金			4,300
投資その他の資産			3,524	繰越利益剰余金			23,783
投資有価証券			3,093	自 己 株 式			△2,145
関係会社出資金			298				
その他の			132	評価・換算差額等			1,490
貸倒引当金			△0	その他有価証券評価差額金			1,473
				繰延ヘッジ損益			17
資 産 合 計			42,478	純 資 産 合 計			32,585
				負 債 純 資 産 合 計			42,478

損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,926
売上原価	23,061
売上総利益	5,864
販売費及び一般管理費	2,411
営業利益	3,452
営業外収益	
受取利息及び配当金	296
為替差益	7
その他	41
営業外費用	
支払利息	0
自己株式取得費用	28
固定資産除却損	29
その他	1
経常利益	3,738
特別利益	
投資有価証券売却益	676
関係会社出資金売却益	606
税引前当期純利益	5,022
法人税、住民税及び事業税	1,439
法人税等調整額	△49
当期純利益	3,632

株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年4月1日残高	2,654	1,710	92	1,802
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	3,038	3,038
当期純利益	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	6	6
自己株式の消却	—	—	△3,137	△3,137
株主資本以外の項目の	—	—	—	—
事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△92	△92
2024年3月31日残高	2,654	1,710	—	1,710

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2023年4月1日残高	455	357	4,300	24,125	29,238	△3,795	29,900	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△956	△956	—	△956	
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	△3,038	△3,038	—	—	
当期純利益	—	—	—	3,632	3,632	—	3,632	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△21	—	21	—	—	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,500	△1,500	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	12	19	
自己株式の消却	—	—	—	—	—	3,137	—	
株主資本以外の項目の	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	△21	—	△342	△363	1,649	1,194	
2024年3月31日残高	455	336	4,300	23,783	28,875	△2,145	31,095	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	1,098	△8	1,090	30,990
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△956
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	3,632
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△1,500
自己株式の処分	—	—	—	19
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	374	25	400	400
事業年度中の変動額合計	374	25	400	1,595
2024年3月31日残高	1,473	17	1,490	32,585

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社出資金：移動平均法による原価法を採用しております。
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③棚卸資産の評価基準及び評価の方法

製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ.数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ.耐火物の販売

（イ）通常の製品取引

当社は鉄鋼用、非鉄金属用、セメント用、ガラス用、その他窯業用及び環境装置関係炉用を主とした、塩基性れんが、高アルミナ質れんが、粘土質れんが、珪石れんが等の各種耐火れんが及び不定形耐火物等を販売しております。通常の製品取引は、顧客との契約に基づき製品を顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は製品を引渡す一時点で充足しますが、国内取引の場合は出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷した時点で、輸出取引の場合は貿易条件に基づき製品を船積みした時点で収益を認識しております。

(ロ) 預託在庫取引

当社では(イ)に記載の製品取引のうち一部の取引については預託在庫取引を行っております。当該取引では顧客との契約等に基づき製品の納入により当社所有の預託在庫としたのち、顧客の使用高に基づく支配の移転により履行義務が充足することから、顧客の使用高に基づく検収時点で収益を認識しております。

ロ.工事の請負

当社は耐火物を使用する各種工業用窯炉、環境設備等の設計・施工を請負っております。工事の請負は顧客との工事契約に基づき、築炉工事を行う義務があります。

当該工事契約においては、当社の義務の履行により資産(仕掛品)が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、原則として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,421百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額より直接控除している圧縮記帳額は、建物17百万円であります。
- (3) 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。
- | | |
|--------|-------|
| 受取手形 | 76百万円 |
| 電子記録債権 | 74百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

仕入高

1,882百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金

176百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

2,049,069株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	134百万円
未払事業税	50百万円
退職給付引当金	427百万円
その他の投資	17百万円
その他	107百万円
繰延税金資産小計	738百万円
評価性引当額	△18百万円
繰延税金資産合計	719百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△636百万円
繰延ヘッジ損益	△7百万円
固定資産圧縮積立金	△147百万円
繰延税金負債合計	△791百万円
繰延税金負債の純額	△72百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	住友大阪セメント(株)	東京都港区	41,654	セメントの製造及び販売等	所有 直接 0.38 間接 - 被所有 直接 19.29 間接 -	製品・築炉工事等の販売	製品・築炉工事等の販売	1,874	売掛金	851

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,750円53銭
1株当たり当期純利益	192円44銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

連結計算書類の連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 ヨータイ
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦宏和指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田信之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨータイの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨータイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 ヨータイ
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦宏和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田信之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨータイの2023年4月1日から2024年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 ヨータイ 監査等委員会
常勤監査等委員 梅澤 孝志 ㊟
監査等委員 秋吉 忍 ㊟
監査等委員 尾本 勝彦 ㊟
監査等委員 大塚 祐介 ㊟

(注) 監査等委員秋吉忍氏、尾本勝彦氏、大塚祐介氏は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場

大阪府貝塚市二色中町 8 番 1

当社本店 2 階会議室

電話：072-430-2100(代表)

ご案内図



交通機関

バス

水間鉄道バス

南海本線貝塚駅東口から約20分
(南海貝塚駅東口発9:00、9:20があります)

商工会議所前下車徒歩約5分
(貝塚産業文化会館交差点左折すぐ)

タクシー

南海本線貝塚駅西口タクシー乗り場
から約15分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証
紙と植物油インキを使用し
て印刷しています。